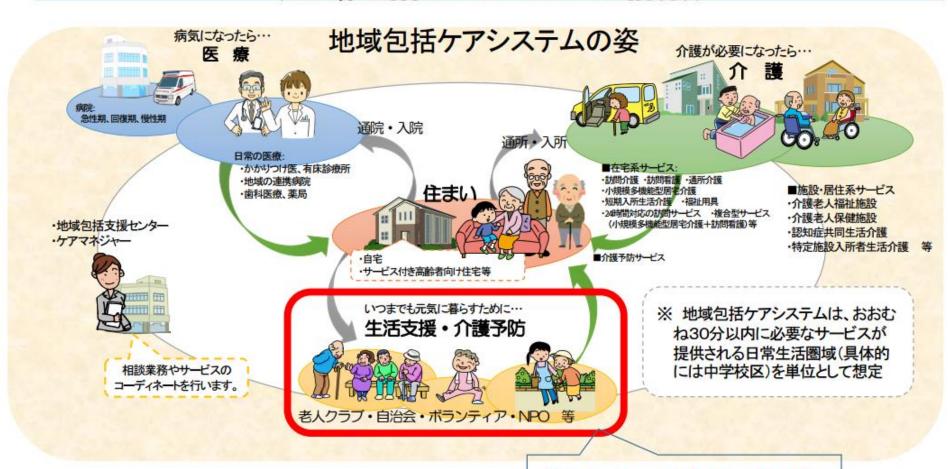
黒滝村介護予防・日常生活総合事業について

平成29年1月~ 黒滝村保健福祉課

「住み慣れた地域で安心して住み続けられるまち」づくり (地域包括ケアシステムの構築)



介護予防・日常生活支援総合事業の推進に向けて 平成27年5月 厚生労働省 老健局振興課 より抜粋

新しい総合事業

今まで全国一律に提供していた 介護予防給付

訪問看護・福祉用具 通所リハビリ等

訪問介護

通所介護

移行後

従来の 介護予防給付

介護予防生活支援 サービス事業

※移行により高齢者のニーズに合った多様なサービスを利用することができます。

く現行>

介護保険制度

く見直し後>

【財源構成】

国 25%

都道府県 12.5%

市町村 12.5%

1号保険料 21%

2号保険料 29%

【財源構成】!

地域支

国 39.5%

都道府県 19.75%

市町村 19.75%

1号保険料 21%

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付

訪問看護、福祉用具等

(要支援1~2)

訪問介護、通所介護

現行と同様

介護給付(要介護1~5)

介護予防給付(要支援1~2)

事業に移行

介護予防事業

又は介護予防・日常生活支援総合事業

- 〇二次予防事業
- 〇一次予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業の場合 は、上記の他、生活支援サービスを含む 要支援者向け事業、介護予防支援事業

全市町村で 実施

> 多 様

新しい介護予防・日常生活支援総合事業

(要支援1~2、それ以外の者)

- 介護予防・生活支援サービス事業
 - 訪問型サービス
 - 通所型サービス
 - ・生活支援サービス(配食等)
 - 介護予防支援事業(ケアマネジメント)
- 〇 一般介護予防事業

包括的支援事業

〇地域包括支援センターの運営

・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援 業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援



包括的支援事業

- 〇 地域包括支援センターの運営 (左記に加え、地域ケア会議の充実)
- 在宅医療・介護連携の推進
- 認知症施策の推進

(認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等

○ 生活支援サービスの体制整備

(コーディネーターの配置、協議体の設置等)

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 〇 家族介護支援事業
- 〇 その他の事業



任意事業

- 〇 介護給付費適正化事業
- 〇 家族介護支援事業
- 〇 その他の事業

地 域支援 H28.12月まで

H29.1月 \sim H29.12月

H30.1月~

介護予防給付

(要支援1~2)

訪問看護、福祉用具 ショートステイ 等

訪問介護、通所介護

現行と同様

介護予防給付(要支援1~2)

事業に移行

認定有効期間開始日から総合事業 へ順次適用

(更新前からでも切替可能)

新しい介護予防・

日常生活支援総合事業

(要支援1~2、それ以外の者)

- 〇 介護予防・生活支援サービス事業
 - ・訪問型サービス
 - ・訪問型サービスD
 - ・通所型サービス
 - ・ミニデイサービス
 - ・はつらつ教室(通所型サービスC)
 - 介護予防支援事業(ケアマネジメント)
- 〇一般介護予防事業

介護予防給付(要支援1~2)

新しい介護予防・ 日常生活支援総合事業

(要支援1~2、それ以外の者)

- 介護予防・生活支援サービス事業
 - ・訪問型サービス
 - ・訪問型サービスD
 - ・ 诵所型サービス
 - ・ミニデイサービス
 - ・はつらつ教室(通所型サービスC)
 - ・介護予防支援事業(ケアマネジメント)
- 〇一般介護予防事業

地 域支援事業

介護予防事業 又は介護予防・日常生活 支援総合事業

- 〇二次予防事業
- 〇一次予防事業 介護予防・日常生活支 援総合事業の場合は、 上記の他、生活支援 サービスを含む要支援 者向け事業、介護予防 支援事業。

全市町村で 実施